

綾 部 市 地 域 防 災 計 画

事故対策計画編

令和 6 年 6 月

綾 部 市 防 災 会 議

綾部市地域防災計画 事故対策計画編 目次

航空事故対策計画編

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の修正	1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4章 航空運送事業者の責務	2
第5章 広域的な活動体制	2
第2編 予 防 計 画	3
第1章 情報連絡体制の整備	3
第2章 防災活動体制の整備	3
第3編 応急対策計画	5
第1章 応急対策の活動体制	5
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	5
第3章 広報・広聴	6
第4章 搜索、救助、救急及び消火活動	7
第5章 避難対策	7
第6章 交通及び輸送対策	8
第7章 自衛隊派遣要請	8
第4編 災害復旧計画	9

鉄道災害対策計画編

第1編 総 則	10
第1章 計画の目的	10
第2章 計画の修正	10
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第4章 事故原因者等の責務	11
第5章 広域的な活動体制	11
第2編 予防計画	12
第1章 情報連絡体制の整備	12
第2章 防災活動体制の整備	12
第3章 鉄道事業者の措置	13
第3編 応急対策計画	15
第1章 応急対策の活動体制	15
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	16
第3章 広報・広聴	16

第4章 救助、救急及び消火活動	17
第5章 避難対策	18
第6章 交通及び輸送対策	18
第7章 自衛隊派遣要請	18
第4編 災害復旧計画	19

道路災害対策計画編

第1編 総 則	20
第1章 計画の目的	20
第2章 計画の修正	20
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20
第4章 事故原因者等の責務	21
第5章 広域的な活動体制	21
第2編 予防計画	22
第1章 情報連絡体制の整備	22
第2章 防災活動体制の整備	22
第3章 道路管理者の措置	23
第3編 応急対策計画	25
第1章 応急対策の活動体制	25
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	26
第3章 広報・広聴	26
第4章 救助、救急及び消火活動	27
第5章 避難対策	28
第6章 交通及び輸送対策	28
第7章 自衛隊派遣要請	29
第4編 災害復旧計画	30

危険物等災害対策計画編

第1編 総 則	31
第1章 計画の目的	31
第2章 計画の修正	31
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	31
第4章 事故原因事業者の責務	32
第5章 広域的な活動体制	32
第2編 予 防 計 画	33
第1章 情報連絡体制の整備	33
第2章 防災活動体制の整備	33

第3章 危険物等保安措置	34
第3編 応急対策計画	38
第1章 応急対策の活動体制	38
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	39
第3章 危険物等事故の拡大防止活動	40
第4章 広報・広聴	40
第5章 救助、救急及び消火活動	41
第6章 避難対策	41
第7章 交通及び輸送対策	42
第8章 環境保全対策	42
第9章 自衛隊派遣要請	42
第4編 災害復旧計画	43

大規模火災対策計画編

第1編 総 則	44
第1章 計画の目的	44
第2章 計画の修正	44
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	44
第4章 広域的な活動体制	45
第2編 予防計画	46
第1章 災害に強いまちづくり	46
第2章 情報連絡体制の整備	46
第3章 防災活動体制の整備	47
第4章 消防機関等の措置	47
第3編 応急対策計画	50
第1章 応急対策の活動体制	50
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	50
第3章 広報・広聴	51
第4章 消火活動	51
第5章 救助・救急活動	52
第6章 避難対策	52
第7章 交通対策及び輸送対策	53
第4編 災害復旧計画	54

林野火災対策計画編

第1編 総 則	55
第1章 計画の目的	55
第2章 計画の修正	55
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	55

第4章 広域的な活動体制	56
第2編 予防計画	57
第1章 情報連絡体制の整備	57
第2章 防災活動体制の整備	57
第3章 消防機関の措置	58
第4章 関係機関の措置	58
第3編 応急対策計画	61
第1章 応急対策の活動体制	61
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	61
第3章 広報・広聴	62
第4章 消火活動	62
第5章 救助・救急活動	63
第6章 避難対策	63
第7章 交通対策及び輸送対策	64
第8章 自衛隊派遣要請	64
第4編 災害復旧計画	65

広域停電事故対策計画編

第1編 総 則	66
第1章 計画の目的	66
第2章 計画の修正	66
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	66
第4章 広域的な活動体制	67
第2編 予 防 計 画	68
第1章 情報連絡体制の整備	68
第2章 防災活動体制の整備	68
第3章 関西電力送配電株式会社の措置	69
第3編 応急対策計画	70
第1章 応急対策の活動体制	70
第2章 通信情報連絡活動(情報の収集・伝達)	70
第3章 広報・広聴	71
第4章 救助・救急活動及び医療活動	72
第5章 避難対策	72
第6章 交通対策及び輸送対策	73
第7章 重要施設の電力確保対策	73
第4編 災害復旧計画	74

石油類流出事故対策計画編

第1編 総 則	75
第1章 計画の目的	75
第2章 計画の修正	75
第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	75
第4章 事故原因者等の責務	76
第2編 予 防 計 画	77
第1章 計画の目的	77
第2章 情報連絡体制の整備	77
第3章 流出油防除資機材等の整備	77
第4章 訓練、研修等	77
第3編 応急対策計画	78
第1章 計画の目的	78
第2章 応急対策の活動体制	78
第3章 通信情報連絡活動計画(情報の収集・伝達)	78
第4章 広報計画(広報広聴活動)	79
第4編 被害復旧計画	80

【航空事故対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的航空事故」という。）に、迅速な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画について規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関への協力要請
- (4) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の捜索
- (4) 被災者の救出救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制

- (6) 事故現場及びその周辺における警戒警備
- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 航空運送事業者の責務

航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 綾部市、京都府、大阪航空局、綾部警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び綾部市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の搜索、乗客等の搜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、突発的航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第2章第2節「通信運用計画」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

綾部市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第2章第1節「気象情報等伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 搜索、救助・救急活動

綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

綾部市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

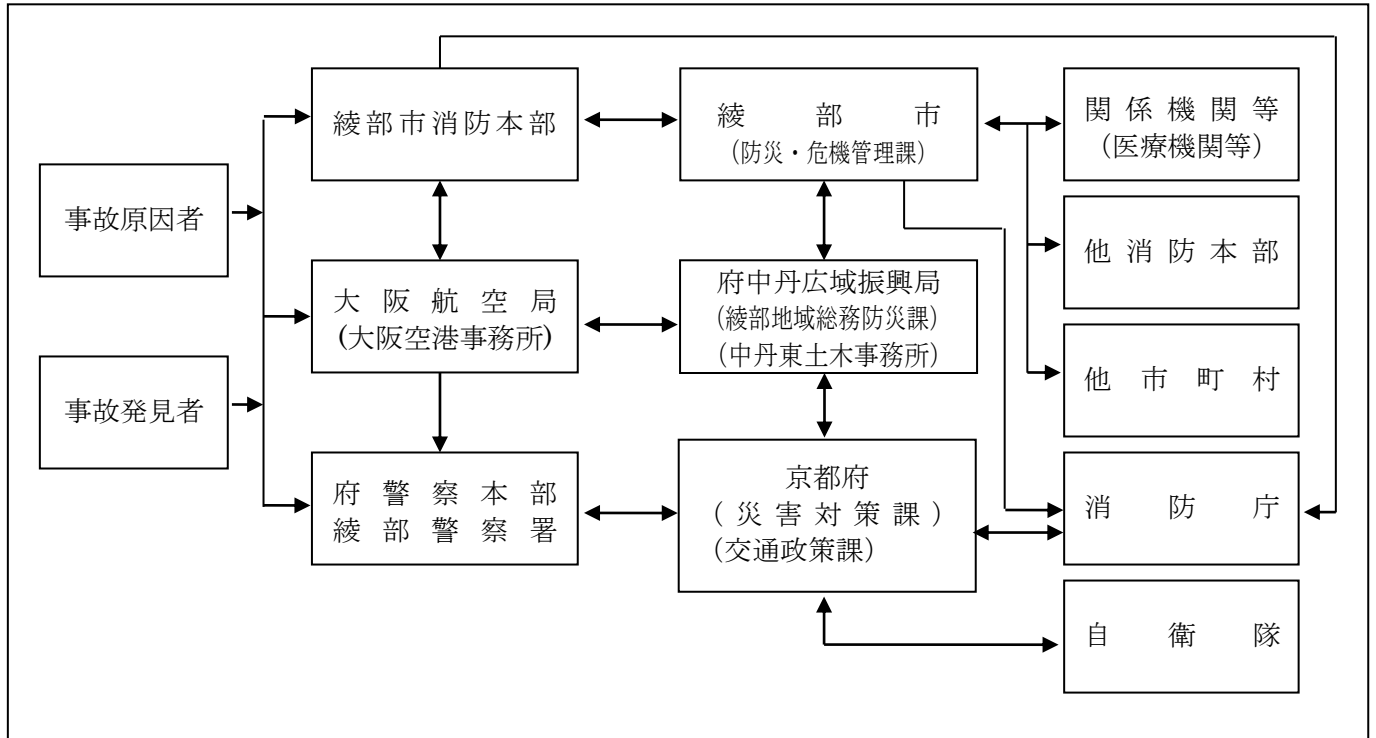
2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

綾部警察署及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、突発的航空事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行うとともに、その整備に努める。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市航空機事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は事故対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、綾部市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、航空事業者等、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送事業者

(1) 航空運送事業者は、自己の運行する航空機について綾部市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに綾部市、京都府、大阪航空局、綾部警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、適宜、綾部市、京都府等関係防災機関に連絡

する。

3 綾部市

綾部市は、綾部市上空又は付近において、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害時即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、大阪航空局から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、綾部市等関係防災機関と緊密に連絡して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

5 綾部警察署

警察は、被害規模・状況の把握に努め、綾部市等防災関係機関と情報共有を行う。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

綾部市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 航空運送事業者等は、避難所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 搜索、救助、救急及び消火活動

搜索、救助、救急及び消火活動は、一般編第3編第3章及び第8章第3節の定めるところによる。

第1 搜索、救助活動

綾部市、綾部警察署は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に搜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び共有

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、航空運送事業者、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 綾部市及び警察の救助活動

突発的航空事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療関係機関等の連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当て等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

綾部市は、航空機火災を知った場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、綾部市航空機事故対策本部等に連絡する。

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び綾部警察署署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第5章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【鉄道災害対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、列車の衝突、火災等及びトンネル等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下「鉄道事業者」という。）、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止

- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

4 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、綾部市、京都府、鉄道事業者、綾部警察署等関係機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、綾部市、京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第2章第3節「通信運用計画」に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 綾部市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第2章第1節「気象情報等伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- 1 救助・救急活動
綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。
- 2 医療活動
綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 消火活動
綾部市は、鉄道事業者と平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

- 1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

綾部警察署及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

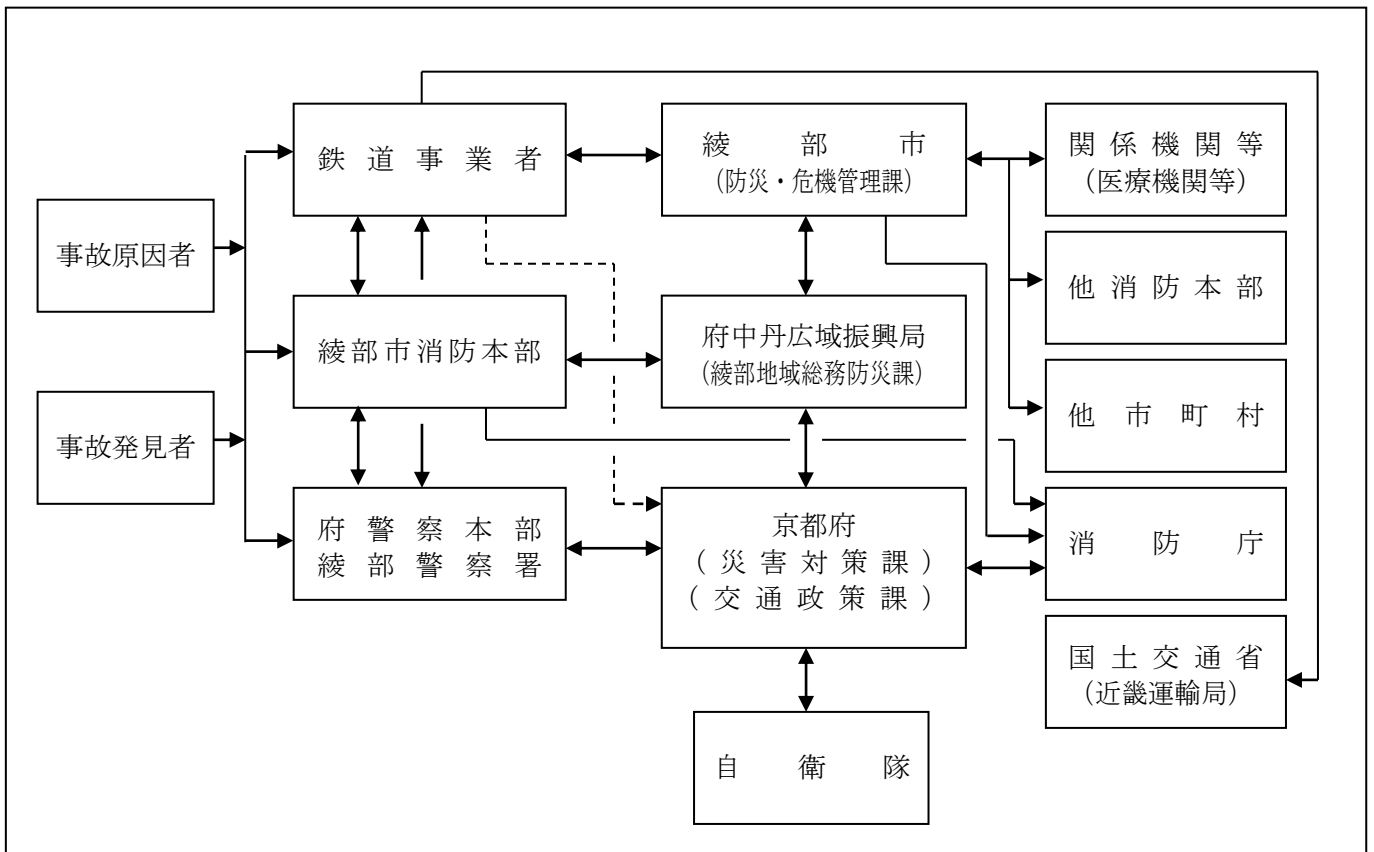
- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、突発的鉄道事故発生現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

- 1 気象情報の活用
京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。
- 2 再発防止対策の実施
過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 3 点検・監視の実施
土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。
- 4 職員の教育体制の整備・充実
乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。
- 5 防災訓練の充実
突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。
また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 6 鉄道施設の整備促進
踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。
※C T C（列車集中制御装置）：運輸司令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置
※A T S（自動列車制御装置）：列車が停止信号を現示する信号機の外方から一定の地点に接近した場合、自動的にブレーキ制御を行い列車を停止させる装置
- 7 各種資料の整備・保存
円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 8 防災知識の普及
踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、市内で突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は事故対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、綾部市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、綾部市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、綾部市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

(1) 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに綾部市、国土交通省（近畿運輸局）、京都府、綾部警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 鉄道事業者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）等関係防災機関に連絡する。

3 綾部市

綾部市は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、列車火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害時即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、鉄道事業者から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、綾部市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

5 綾部警察署

警察は、被害規模・状況の把握に努め、綾部市等防災関係機関と情報共有を行う。

第2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

綾部市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

1 事故の発生日時及び場所

- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 鉄道事業者等は、避難所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助、救急及び消火活動

救助、救急及び消火活動は、一般編第3編第3章によるほか次に定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市、綾部警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
綾部市、京都府及び綾部警察署は、119番及び110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- 2 鉄道事業者の救助活動
鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。
- 3 消防機関及び警察の救助活動
突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

- 1 救急要請への対応
負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。
- 2 医療関係機関等との連携
綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。
また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確

認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

綾部市は、鉄道火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、鉄道事業者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、綾部市鉄道事故対策本部等に連絡する。

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び綾部警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第5章第2節「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第7章 自衛隊派遣要請

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係防災機関と協力し、鉄道施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【道路災害対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）、関係団体及び事故原因者が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故対策に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 関係防災機関と連携した二次災害の防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備

- (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
 - (8) 行方不明者の捜索
 - (9) その他事故災害に必要な警察活動
- 4 近畿地方整備局福知山河川国道事務所
- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
 - (2) 関係防災機関との調整
 - (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
 - (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
- 5 西日本高速道路株式会社福知山管理事務所
- (1) 道路パトロールカー等による近畿自動車道舞鶴若狭道の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
 - (2) 関係防災機関との調整
 - (3) 近畿自動車道舞鶴若狭道における事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
 - (4) 近畿自動車道舞鶴若狭道の二次災害の防止及び復旧
- 6 京都府道路公社綾部宮津道路管理事務所
- (1) 道路パトロールカー等による近畿自動車道舞鶴若狭道の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
 - (2) 関係防災機関との調整
 - (3) 京都縦貫自動車道における事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
 - (4) 京都縦貫自動車道の二次災害の防止及び復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的道路事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び綾部市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、一般編第3編第2章第3節「通信運用計画」に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析・整理

- 1 綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、整理に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第2章第1節「気象情報等伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用機材の整備に努める。

2 医療活動

綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

綾部市は京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的

確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 綾部警察署及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

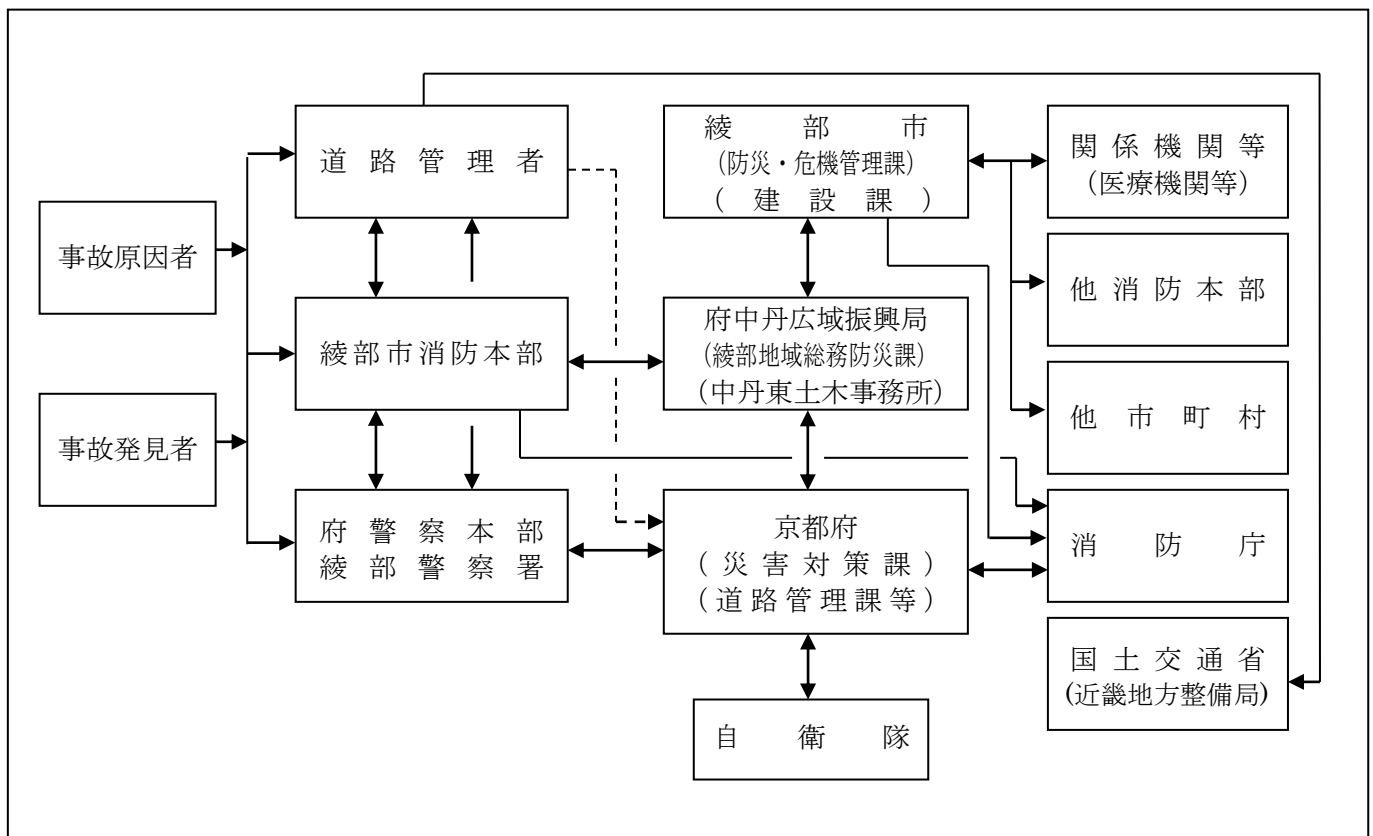
- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、突発的道路事故発生現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的道路事故の発生に備え、一般編第2編第1章第7節「防災施設等整備計画」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

- 1 気象情報の活用
京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。
- 2 再発防止対策の実施
過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 3 点検の実施
道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 4 防災訓練の充実
突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。
また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 5 道路施設の整備促進
主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策も含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。
- 6 各種資料の整備・保存
円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 7 防災知識の普及
道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、市内で突発的道路事故が発生したときは、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市道路事故対策本部等を設置し、京都府、関係道路管理者、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は事故対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 道路事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

道路事故警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 道路管理者の活動体制

第1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、綾部市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

4 危険物の流出が認められた場合は、綾部市、綾部警察署等関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、綾部市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、綾部市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

(1) 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに綾部警察署等関係防災機関に連絡する。

(2) 道路管理者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、関係防災機関に連絡する。

3 綾部市

綾部市は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害時即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

4 京都府

(1) 京都府は、道路管理者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。

(2) 京都府は、綾部市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

(3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

5 綾部警察署

警察は、被害規模・状況の把握に努め、綾部市等防災関係機関と情報共有を行う。

第2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う、予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 道路管理者等は、避難所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助、救急及び消火活動

救助、救急及び消火活動は、一般編第3編第3章の定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市、京都府、近畿地方整備局福知山河川国道事務所等の道路管理者及び綾部警察署は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
綾部市、京都府及び綾部警察署は、119番通報及び110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- 2 道路管理者の救助活動
道路管理者は、事故発生直後における適切な処置を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。
- 3 消防機関及び警察の救助活動
突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村、高速自動車道消防協議会等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

- 1 救急要請への対応
負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療関係機関等との連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

綾部市は、車両火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、綾部市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び綾部警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第5章第2節「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第 7 章 自衛隊派遣要請

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第 3 編第 1 章第 3 節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的道路事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【危険物等災害対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力発電施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「危険物等事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を図るため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 危険物等に関する規制
- (9) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する指導取締

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助

- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺における警戒警備
- (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 危険物等に関する指導取締

4 近畿経済産業局

- (1) 事故状況の収集・把握

5 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡
- (2) 高圧ガス、火薬類に関する監督指導

第4章 事故原因事業者の責務

危険物等事故の原因事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 綾部市、綾部警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び綾部市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予 防 計 画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、綾部市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第2章第3節「通信運用計画」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析・整理

- 1 綾部市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然現象、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 綾部市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び綾部市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- 1 救助・救急活動
綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用機材の整備に努める。
- 2 医療活動
綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 消火活動
綾部市は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
また、綾部市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 綾部警察署及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、危険物等事故発生現場周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外の放射線物質対策については、綾部市地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第2編第1章第9節「危険物施設等災害予防計画」に定めるところによるほか、事業者及び綾部市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- 2 綾部市、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。
また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 施設、設備の応急復旧活動

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保

綾部市、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、綾部市、自衛防災組織、綾部警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

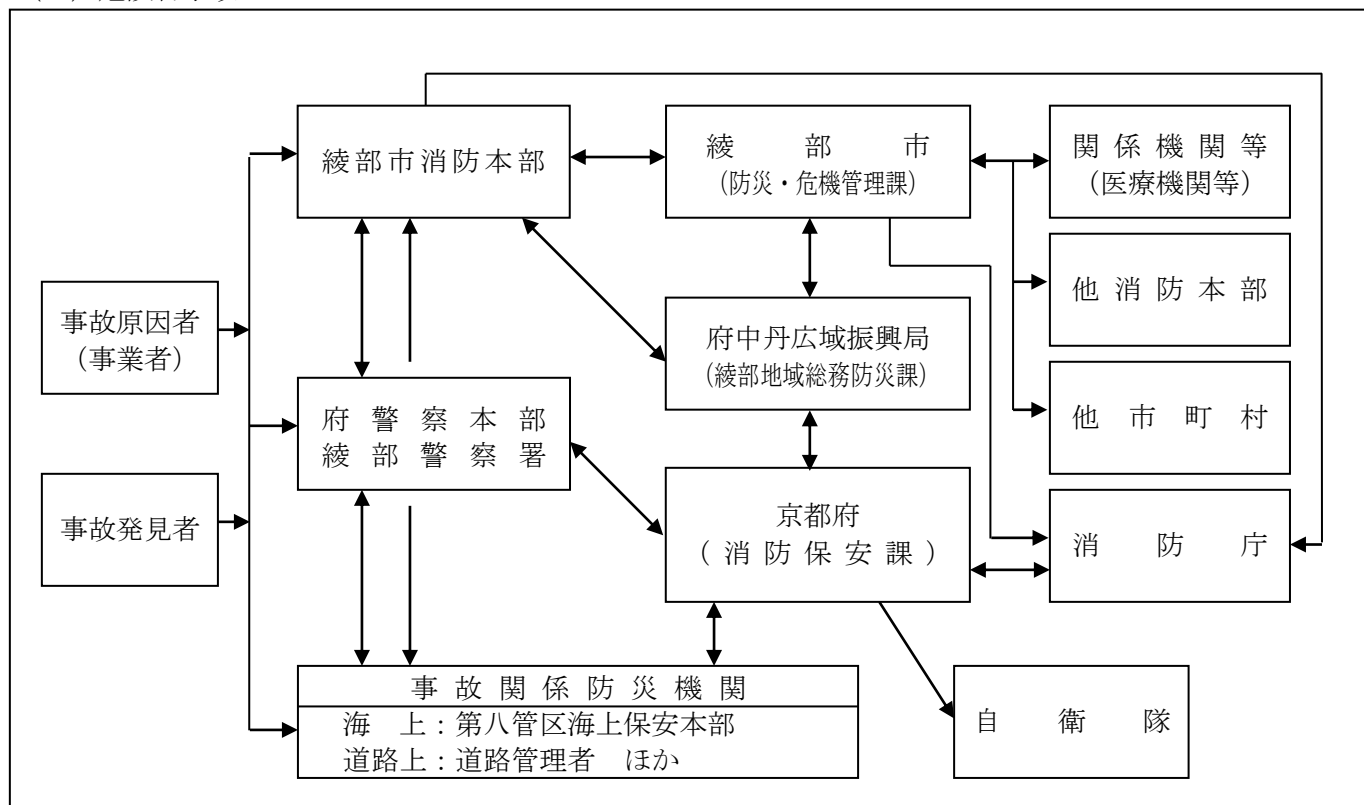
第5 各種資料の整備・保存

事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

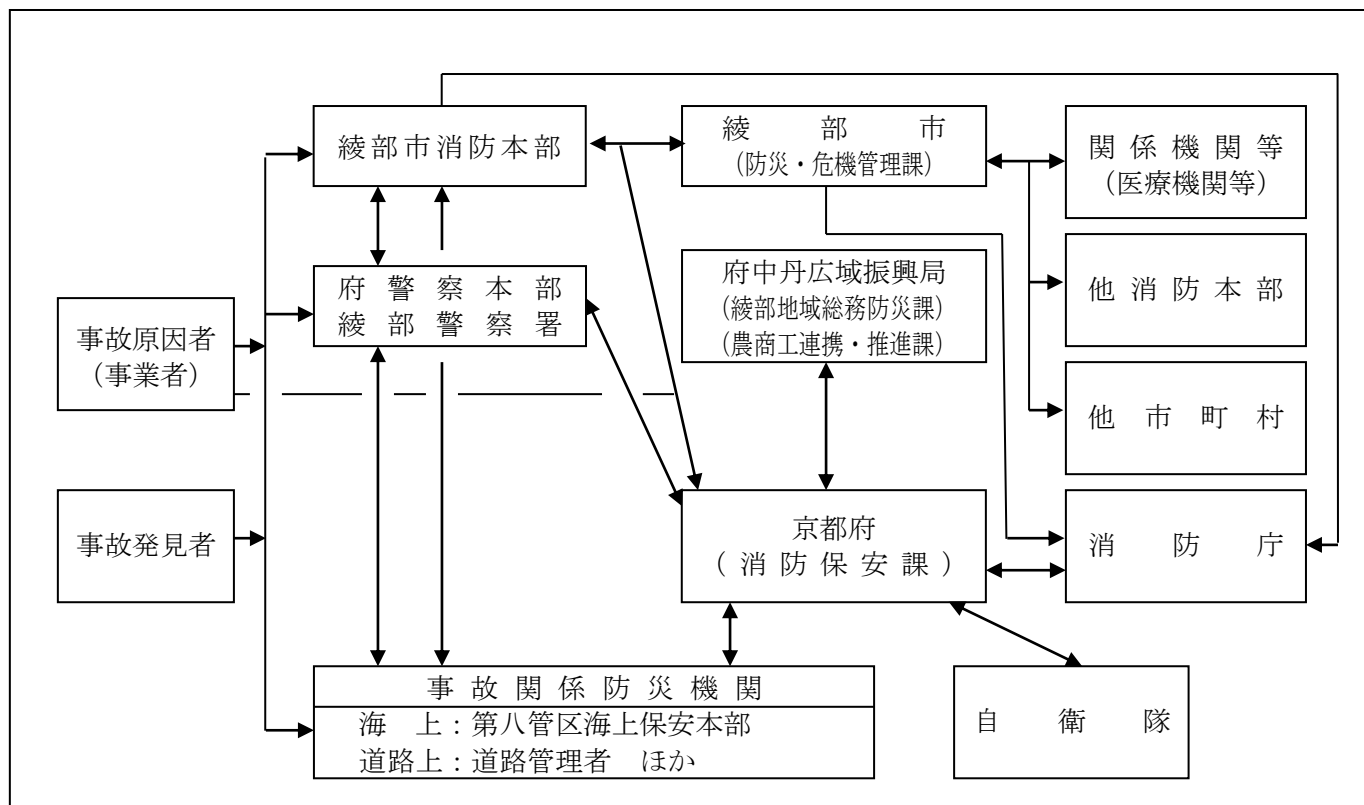
第6 防災知識の普及

綾部市、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

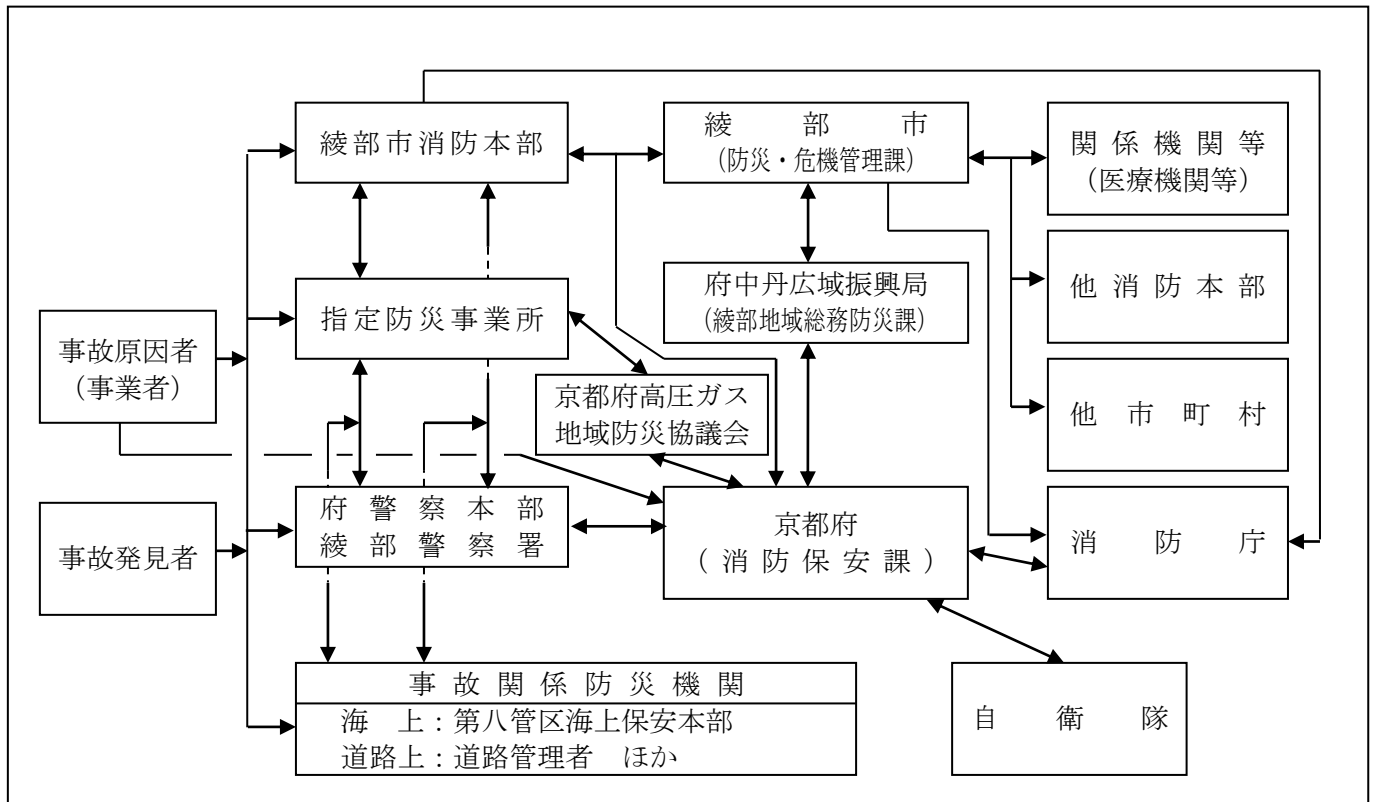
情報連絡系統図
(1) 危険物事故



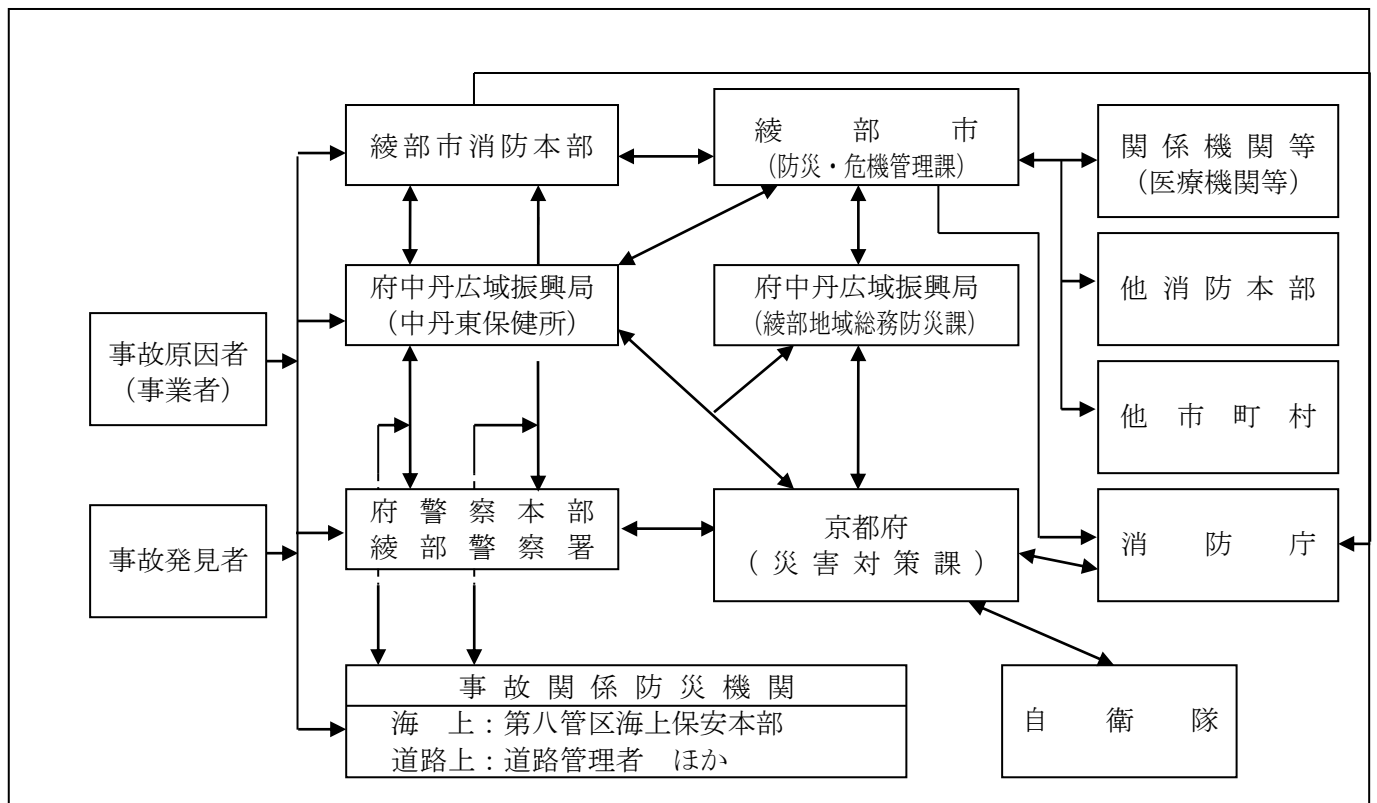
(2) 火薬類事故



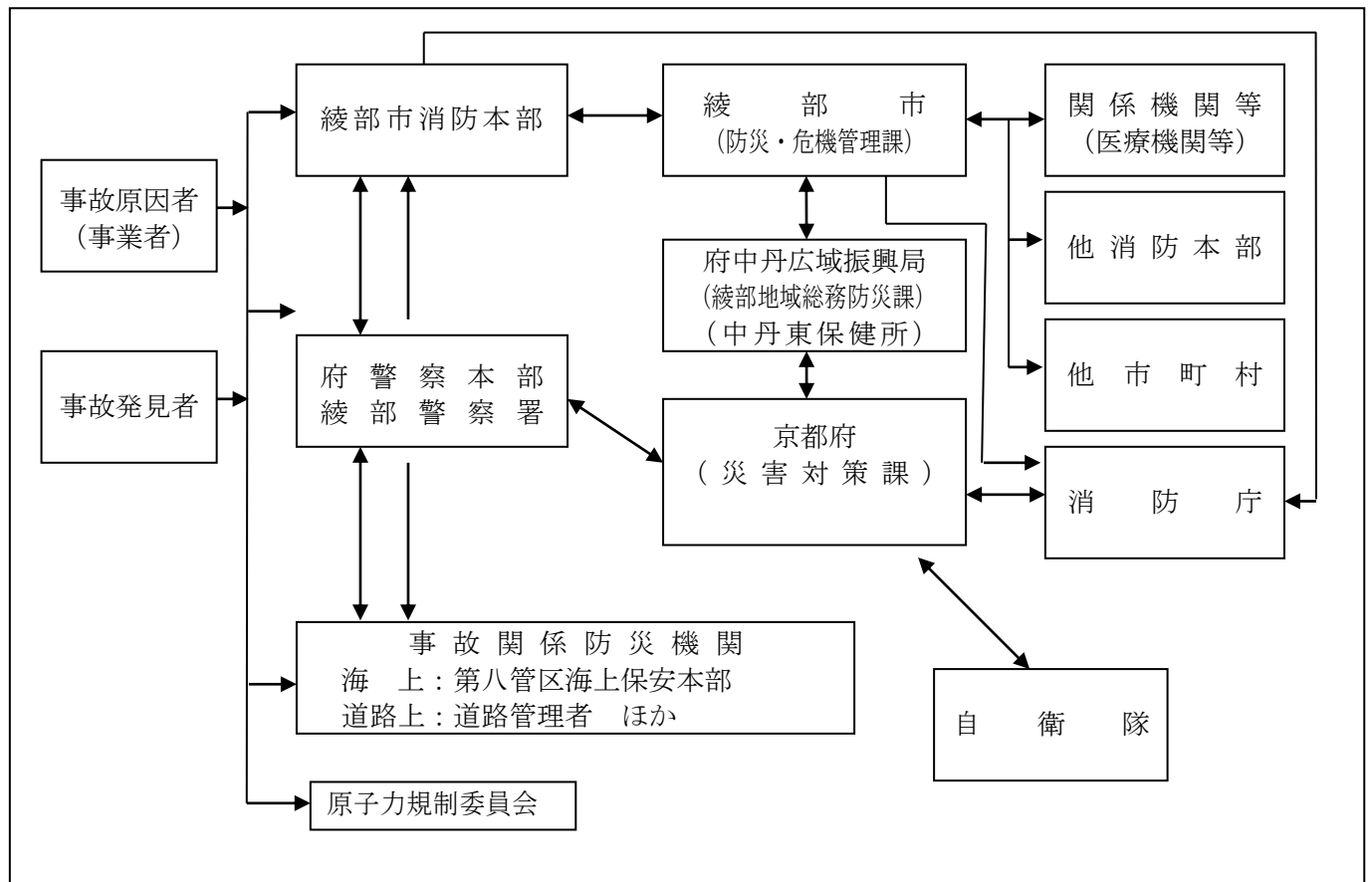
(3) 高圧ガス事故



(4) 毒物・劇物事故



(5) 原子力発電施設以外の放射線障害



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市危険物等事故対策本部等設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長による協議の結果を踏まえ、綾部市長は事故対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 市町村の活動体制

第1 責務

危険物等事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、綾部市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるものとする。

第3節 事業者の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、綾部市、国、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察等関係防災機関にその旨を通報する。

2 綾部市

綾部市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合は、火災・災害時即報要領（昭和59年10月15日消防防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。また、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に報告する。

（1）危険物等に係る事故

ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの。

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

② 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

（2）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

3 京都府

（1）京都府は、事業者、綾部市、綾部警察署等関係防災機関から受けた情報を、国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を、関係防災機関等へ連絡する。

（2）京都府は、綾部市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。

（3）京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

4 綾部警察署

警察は、被害規模・情報の把握に努め、綾部市等防災関係機関と情報共有を行う。

5 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりである。

ア 危険物……消防庁

イ 高圧ガス、火薬類……経済産業省（中部近畿産業保安監督部近畿支部）

ウ 毒物……厚生労働省

エ 原子力発電施設以外の放射線障害……原子力規制委員会

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

綾部市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用

が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外における放射線に係る事故については、震災編第3編第6章第1節「二次災害防止対策計画」に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び綾部市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 綾部市、京都府等関係防災機関の措置

綾部市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助、救急及び消火活動

救助、救急及び消火活動は、一般編第3編第3章の定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市、綾部警察署等関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報及び事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 綾部市及び警察の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療関係機関等の連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当て等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

綾部市、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第6章 避難対策

危険物等事故発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

危険物等事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、綾部市危険物等事故対策本部等に連絡する。

(1) 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。

(2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び綾部警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第5章第2節「緊急輸送計画」の定めるところによる。

第8章 環境保全対策

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止措置

1 綾部市の施策

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、綾部市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、綾部市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第9章 自衛隊派遣要請

危険物等事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

危険物等事故の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【大規模火災対策計画編】

第1編 総則

第1章 計画の目的

この計画は、大規模な火災（林野火災、交通機関の火災を除く。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動等を行うため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、大規模火災とは、おおむね消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に相当するものをいうものとする。

また、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模火災対策に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

1 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた大規模火災警戒体制又は大規模火災対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

2 京都府警察

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 火災現場及び周辺の警戒警備

- (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他火災対策に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

綾部市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・雨水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 消防用設備等の整備、維持管理

綾部市は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理に努めるよう指導を行う。

第3 建築物の防火管理体制

綾部市は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等の事業者に対し、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導するなど、防火管理体制の充実を図る。

第4 建築物の安全対策の推進

府、市町村は、高層建築物、地下街等の事業者に対し、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などについて指導するなど火災安全対策の充実を図る。

第2章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第2章第2節「通信運用計画」に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

- 1 綾部市、京都府等関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。
- 2 綾部市、京都府等関係防災機関は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第2章第1節「気象情報等伝達計画」に基づき、気象情報等を適

時かつ的確に発表するものとする。

綾部市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

綾部市長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第3章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

2 医療活動

綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

綾部市及び関係防災機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

第4 施設・設備の整備

綾部市、京都府、関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 綾部警察署及び道路管理者は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、大規模火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第7 防災知識の普及

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第3章第4節「防災知識等普及計画」に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第4章 消防機関等の措置

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第3章第1節「消防活動計画」に定めるところに

よるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

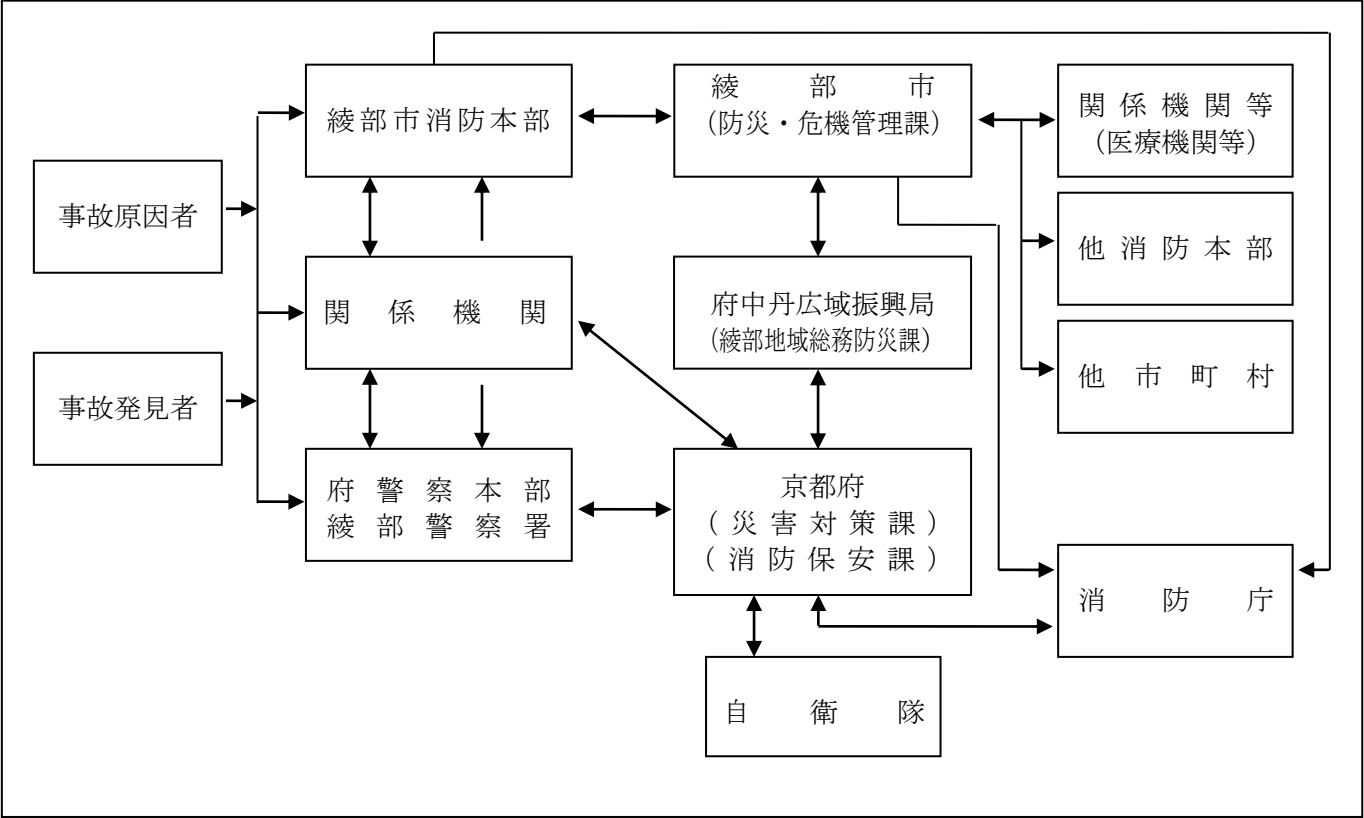
河川水等の自然水利を活用するほか、防火水槽・貯水槽の整備、水泳プール・ため池等の指定消防水利としての活用により、その適正な配置に努める。

また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 資機材整備

消防用機器・資機材等の整備を促進する。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、市域において大規模火災が発生し、被害が発生又はおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市大規模火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の設置

大規模火災が発生した場合は、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、大規模火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は大規模火災対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 大規模火災警戒体制の組織及び要員、大規模火災対策本部の組織及び要員

大規模火災警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を標準とし、大規模火災対策本部の組織及び要員は、同節に定める2号配備を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関に、火災状況等を連絡する。

2 綾部市

綾部市は、市域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

- (1) 京都府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、綾部市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁へ報告する。
- (2) 京都府は、早期に火災に係る被害の状況を把握するため、綾部市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、火災現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 火災発生時の通信連絡

綾部市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示・命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

綾部市、京都府等関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

綾部市、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、一般編第3編第3章第1節によるほか次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいとため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

第5章 救助・救急活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市、綾部警察署は、救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、発見者からの119番及び110番通報等により、被害状況を早期に把握し救助体制や立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を府及び関係防災機関に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、府及び他市町村等に応援要請する。

被災市町村の被害が拡大する恐れがある場合は、京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請し、それでも対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の要請や災害の規模に応じて警察災害派遣隊の応援要請を行う。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療機関等との連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて火災現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療機関等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 広域応援体制の確保

綾部市の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

京都府消防広域応援基本計画によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

第6章 避難対策

大規模火災発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市、大規模施設収容管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難場所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難場所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通対策及び輸送対策

大規模火災発生時の緊急輸送のための確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章「交通対策、緊急輸送計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、大規模火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行うものとする。

第2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

また、緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び綾部警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般編第3編第5章第2節「緊急輸送計画」に定めるところによる。

第4編 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

綾部市は、関係防災機関と協力し、大規模火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 防災まちづくり

綾部市、京都府は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園
、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第3 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【林野火災対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「林野火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動を図るため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び森林管理者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

林野火災に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 負傷者の身元確認
- (5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (8) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 災害状況の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及び周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (7) 行方不明者の捜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、林野火災が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第2章第2節「通信運用計画」に基づき、林野火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

- 1 綾部市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努める。
- 2 綾部市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第2章第1節「気象情報等伝達計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

綾部市長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

綾部市長は火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとらなければならない。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動

綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用機材の整備に努める。

2 医療活動

綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

綾部市、京都府、関係防災機関等は、林野火災が発生した場合に、的確な防御活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 綾部警察署及び道路管理者は、発災後において、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、林野火災事故周辺の住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第7 防災知識の普及

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第2編第1章第4節に定めるところによるほか、入山者、林内作業者等に対する指導、啓発、監視等を行う。

第3章 消防機関の措置

綾部市、京都府等関係防災機関は、一般編第3編第3章第1節「消防活動計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 消防水利

河川水等の自然水利を活用するほか、防火水槽・貯水槽の整備、水泳プール・ため池等の指定消防水利としての活用により、その適正な配置に努める。

また、耐震性のある消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 空中消火

関係機関の協力により、林野火災において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な態勢を整える。

第3 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第4 防火知識の普及

- 1 入山者に対する措置
周辺市民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため措置をとるものとする。
- 2 啓発活動
標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。
なお、市民への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、林野火災の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生の危険性の高い期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点に森林保全推進員を活用し、指導、啓発、監視等を行い林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業時によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を焚くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

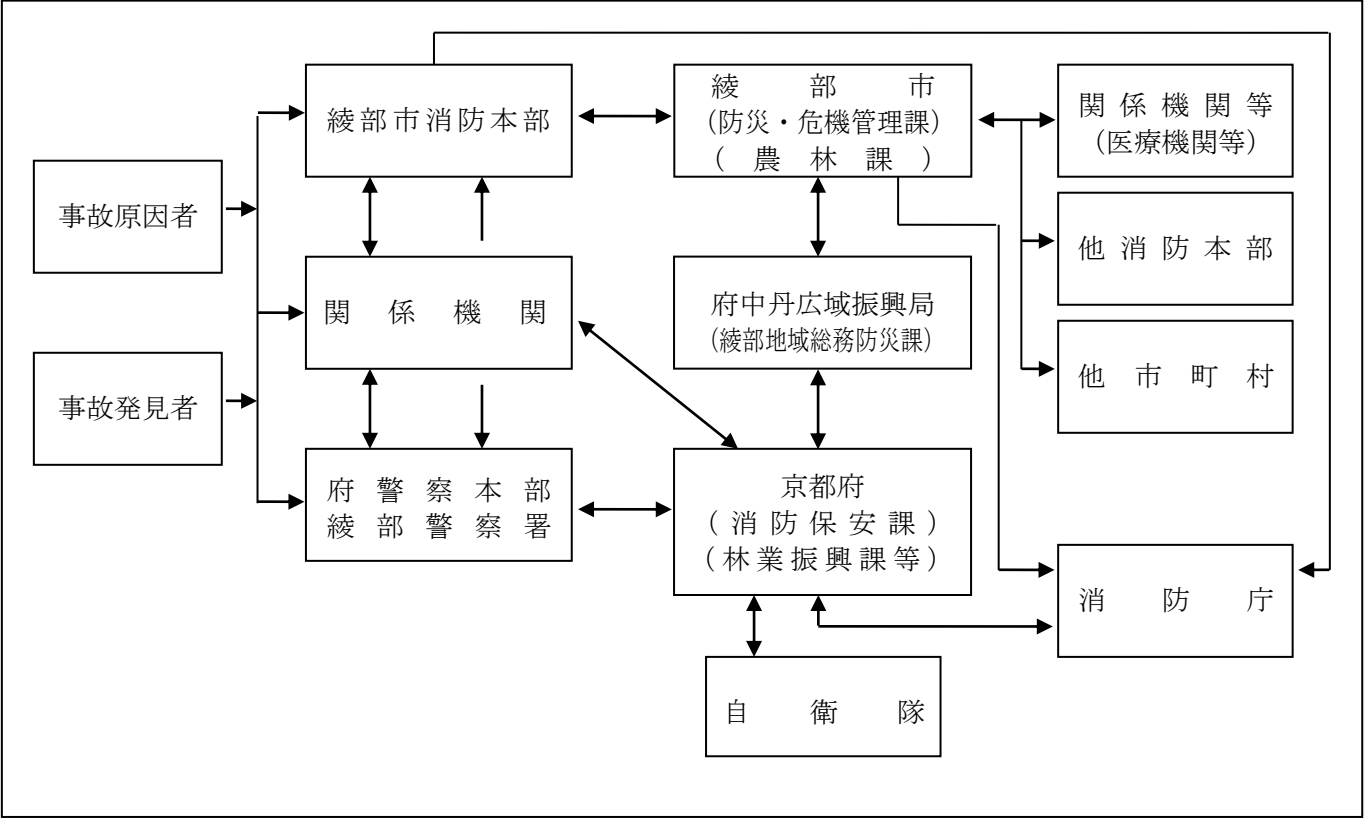
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林又は土地を管轄する綾部市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 綾部市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のため人員配置、防火線の配置等について明確に指示すること。

第4 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には、綾部市は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、市域又は近隣の林地において林野火災が発生し、被害が発生又はおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市林野火災対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の設置

林野火災が発生した場合は、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、林野火災警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は林野火災対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 林野火災警戒体制の組織及び要員、林野火災対策本部の組織及び要員

林野火災警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を標準とし、林野火災対策本部の組織及び要員は、同節に定める2号配備を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合は、綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関に、火災状況等を連絡する。

2 綾部市

綾部市は、市域において林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

(1) 京都府は、林野火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、綾部市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁へ報告する。

(2) 京都府は、早期に林野火災に係る被害の状況を把握するため、綾部市等関係防災機関からの情報収集に努める。

(3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。

(4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、火災現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 火災発生時の通信連絡

綾部市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示・命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

綾部市、京都府等関係防災機関は、林野火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

綾部市、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については、一般編第3編第3章第1節によるほか次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいと、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

綾部市は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターや空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第5章 救助・救急活動

救助・救急活動は、一般編第3編第3章第2節によるほか次に定めるところにより、医療救護活動については、一般編第3編第3章第3節の定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市、綾部警察署等は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

林野火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療関係機関等との連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 広域応援体制の確保

綾部市の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難な場合には、京都府消防広域応援基本計画に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

京都府消防広域応援基本計画によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

第6章 避難対策

林野火災発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

林野火災発生時における緊急輸送のための確保及び緊急輸送対策については、一般編第3編第5章「交通対策、緊急輸送計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に緊密な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、綾部市林野火災対策本部等に連絡する。

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第8章 自衛隊派遣要請

突発的林野火災が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般編第3編第1章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

林野火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

綾部市は、関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、綾部市、国又は京都府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

綾部市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【広域停電事故対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す災害が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、綾部市、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）第1編第2章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、一般編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 二次災害防止のための活動
- (4) 付近住民に対する情報提供
- (5) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (6) 医療関係機関等に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 綾部警察署

- (1) 関係防災機関との連携の強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力送配電株式会社

- (1) 綾部市との連絡・協議及び京都府、綾部市、綾部警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報

- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により影響を受ける地域住民への被災状況や復旧見通し等の情報提供、相談対応

第4章 広域的な活動体制

綾部市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

なお、綾部市は、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予 防 計 画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

綾部市、京都府、関西電力送配電株式会社等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

綾部市、京都府、関西電力送配電株式会社等関係防災機関は、一般編第3編第2章第2節「通信運用計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

- 1 綾部市、京都府、関西電力送配電株式会社等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努める。
- 2 関西電力送配電株式会社は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第3編第1章第2節「広域的応援計画」によるものとし、関係防災機関は、平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- 1 救助・救急活動
綾部市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用機材の整備に努める。
- 2 医療活動
綾部市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第4 施設・設備の整備

綾部市、京都府等関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保並びに発電機等の燃料確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

- 1 綾部警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設の点検及び整備に努める。
- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、綾部警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
綾部警察署及び道路管理者は、発災後において、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 綾部市、大規模収容施設管理者等は、広域停電事故から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第7 重要施設の電力確保体制の整備

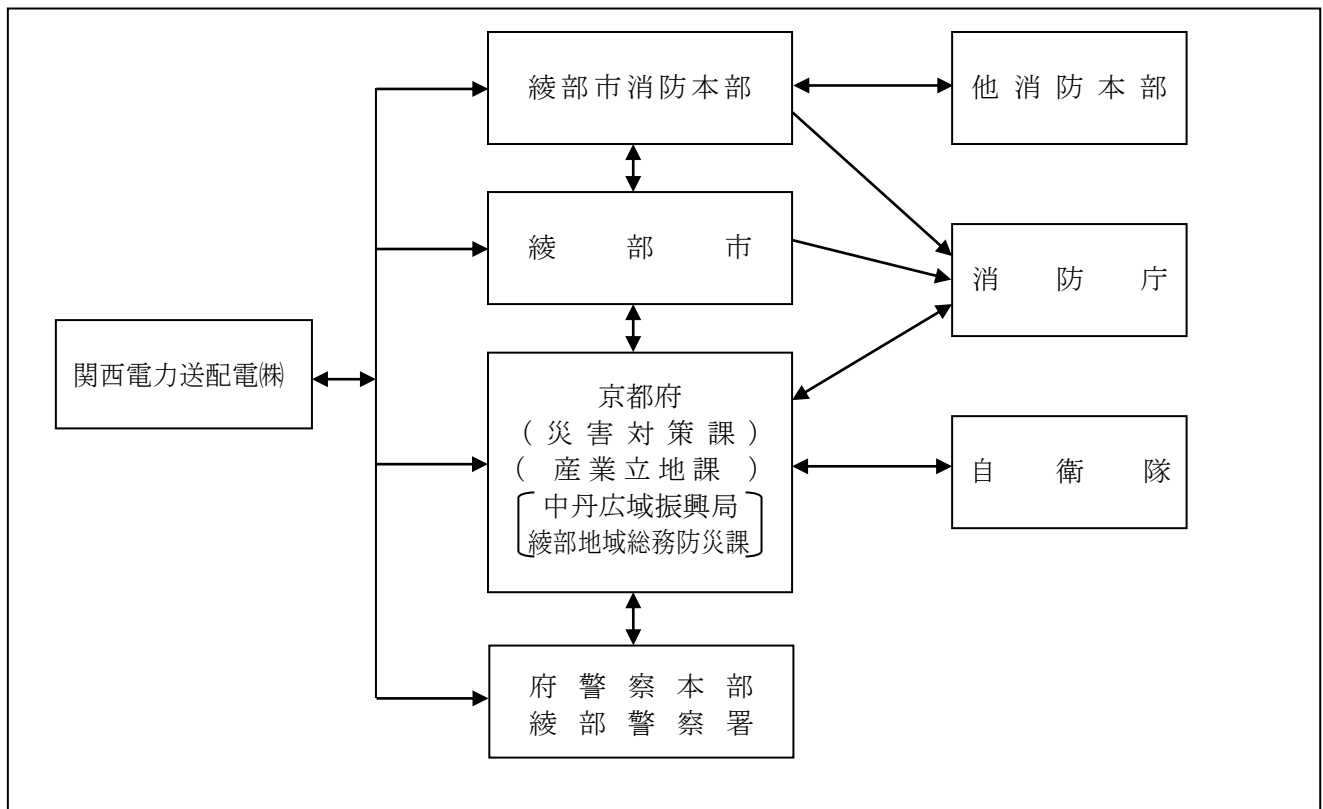
市は、京都府等の協力を得て、広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設（災害拠点病院、災害対策本部となる庁舎、上下水道施設等防災関連施設）が電力を確保できるよう仕組みを整備するとともに、重要施設の一覧表を作成し、関西電力送配電株式会社と共有する。

第3章 関西電力送配電株式会社の措置

関西電力送配電株式会社は、広域停電事故の発生に備え、一般編第2編第1章第6節「ライフライン等災害予防計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- 1 再発防止対策の実施
過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 2 防災訓練の実施
広域停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止のための訓練を実施する。
- 3 電力施設の整備促進
施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。
- 4 防災知識の普及
電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、市内で広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編第3編第1章第1節の定めるところにより、綾部市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約・救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各部長等による協議の結果を踏まえ、綾部市長は事故対策本部を設置する。（本部長：綾部市長）

2 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

広域停電事故警戒体制の組織及び要員については、一般編第3編第1章第1節に定める1号配備を基準とし、事故対策本部の組織及び要員は同節に定める2号配備を基準とする。

第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制

第1 責務

関西電力送配電株式会社は、広域的な停電事故が発生した場合において、速やかに綾部市、京都府等関係防災機関に状況を報告するとともに、一般編第3編第6章第2節「ライフライン等応急復旧計画」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

関西電力送配電株式会社は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、道路管理者と連携しながら、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、関西電力送配電株式会社からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力送配電株式会社

関西電力送配電株式会社は、広域的な停電事故が発生した場合は、綾部市、京都府、綾部警察署等関係防災機関に被害情報のほか、停電状況や復旧見通し等を連絡する。

2 綾部市

綾部市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長等）に報告するものとする。

3 京都府

- (1) 京都府は、広域的な停電が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、綾部市等関係防災機関と緊密に連絡して、その被害状況をまとめる。
- (2) 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力送配電株式会社、綾部市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 綾部市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行う。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

また、旅行客含む外国人向けに第2に掲げる事項を多言語（やさしい日本語を含む。）でリアルタイムに伝達するよう努める。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン等による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 関西電力送配電株式会社は、事故により影響を受けた住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで停電状況や復旧見通し等の情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。

- 2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急活動及び医療活動

救助・救急及び医療活動は、一般編第3編第3章の定めるところによる。

第1 救助活動

綾部市及び綾部警察署は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

綾部市、綾部警察署等関係防災機関は、119番通報及び110番通報及び関西電力送配電株式会社からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報相互に連絡する。

2 綾部市及び警察の救助活動

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

綾部市は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、綾部市が保有する救急車により行うが、必要に応じて京都府消防広域応援基本計画によって支援を要請する。

2 医療関係機関等との連携

綾部市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、医療関係機関等の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、綾部市は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の綾部市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般編第3編第4章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

綾部市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行う。

第2 避難所等の開設及び運営管理

綾部市は、必要に応じ避難所等を開設し、住民等に周知するものとする。

この際、避難所等における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難所等においては、要配慮者等（高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般編第3編第5章によるほか、次のとおりとする。

第1 交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、綾部警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、綾部市広域停電事故対策本部等に連絡する。

- 1 公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める時は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 京都府公安委員会及び綾部警察署長は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められるときは、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第7章 重要施設の電力確保対策

広域停電事故発生時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の電力確保については、次のとおりとする。

第1 重要施設に自家発電設備がある場合の電力確保

- 1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、京都府へ燃料供給を要請する。

第2 重要施設に自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合の電力確保

- 1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、京都府へ電力確保を要請する。

第4編 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧対策は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関西電力送配電株式会社等は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関西電力送配電株式会社は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

【石油類流出事故対策計画編】

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、火災等による事故並びにこれらの事故による大量の石油類の流出（陸上での石油類の屋外タンク等からの石油類の流出が河川に及ぶ場合を含む。）及びそれに伴う火災（以下「油流出事故」という。）が発生した場合に、消火活動、流出した油等の拡散防止と除去、付近の住民の安全を図るとともに、地域産業の被害の回復を図るため、国、京都府、綾部市等関係防災機関並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に特別の定めのない事項については、綾部市地域防災計画一般対策計画編（以下「一般編」という。）に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

油流出事故対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 綾部市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 消防法に基づく市長の許可に係る屋外タンクにあっては、同法に基づく一次使用停止等の措置及び防災上必要な指示、指導
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (5) 負傷者の身元確認
- (6) 河川へ漂着した又はそのおそれのある流出油の拡散防止及び除去又は処理等
- (7) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (8) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (9) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (10) 流出油が河川に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、施設管理者等に対する通報及び河川流域の農業者等に対する指導・支援
- (11) 必要に応じた流出油防除資機材及び消火資機材の整備

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 事故の規模等に応じた事故警戒（対策）本部・支部の設置又は被害の状況に応じた災害対策本部・支部の設置
- (3) 由良川水質汚濁防止連絡協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 関係防災機関への協力要請
- (5) 関係防災機関との連絡調整
- (6) 京都府救護班の出動
- (7) 日本赤十字社京都府支部及び社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (8) 消防法に基づく知事許可に係る移送取扱所においては、同法に基づく一次使用停止等の措置及

び必要な指示・指導

- (9) 流出油防除資機材の調達体制の整備充実、あつ旋及び必要な資機材の整備

流出油防除資機材とは、次のものをいう。

油吸着材、油処理剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等

- (10) 流出油が河川に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、施設管理者、隣接府県等に対する通報
- (11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

3 綾部警察署

- (1) 関係機関との連携強化
- (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

4 自衛隊

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
- (2) 消火並びに流出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送

5 近畿地方整備局

流出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

第4章 事故原因者等の責務

石油類を流出させた屋外タンク等の所有者、占有者又は管理者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 由良川水質汚濁防止連絡協議会、中丹東保健所、河川管理者、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（河川における事故の場合は、最寄りの陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 7 流出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- 8 流出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- 9 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 10 被害者の損害に対する補償対応

第2編 予 防 計 画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における被害の発生を予防し、被害の軽減を図るため、関係防災機関及び関係団体並びに事故原因者等がとるべき予防対策について必要な事項を定めるものとする。

第2章 情報連絡体制の整備

京都府、綾部市、関係防災機関は、油流出事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民及び施設の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

別表（由良川水質汚濁防止連絡協議会 異常水質時通報連絡組織図 別添のとおり）

第3章 流出油防除資機材等の整備

1 京都府は、油流出事故発生時に、綾部市等が行う防除作業を支援するために必要とする流出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。

また、綾部市その他関係防災機関、関係団体等が保有する流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。

2 綾部市は、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備に努めるものとする。

第4章 訓練、研修等

京都府は、綾部市、関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、油流出事故への対応を迅速・的確に実施するための訓練及び的確な防除・回収方法を指示でき得る人材を養成する。

第3編 応急対策計画

第1章 計画の目的

この計画は、油流出事故が発生した場合における人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と防除を図るため、関係防災機関及び関係団体等がとるべき応急対策について定める。

第2章 応急対策の活動体制

第1節 綾部市の活動体制

第1 責務

綾部市は、当該市の区域に油流出事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編及び市町村地域防災計画の定めるところにより、綾部市事故対策本部を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

綾部市は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、油流出事故の特性を考慮して所要の規程を整備する。

第2節 関係協議会への参画

第1 福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会への取り組み

1 情報交換

京都府は、油流出事故により流出油防除活動を必要とする場合は、福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会と積極的に情報交換を行い、沿岸に漂着する恐れのある油の防除等に備えるものとする。

2 運営協力

京都府は、福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会に連絡調整本部が設置された場合は、その運営に協力する。

第2 由良川水質汚濁防止連絡協議会の運営

1 屋外タンク等からの流出油が河川に流入した場合は、事故原因者等から通報を受けた時は、下流域の関係防災機関及び関係団体に通報する。

2 京都府及び綾部市は、事故原因者等に対して、流出油の拡散防止、除去又は処理に努めるよう指導するとともに、由良川水質汚濁防止連絡協議会等と連携し、必要に応じ自らこれに当たるものとする。

第3章 通信情報連絡活動計画（情報の収集・伝達）

第1 早期の被害状況の収集

1 綾部市

綾部市は、当該区域において油流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、陸上パトロール等を実施し、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて京都府中丹広域振興局長（府中丹広域事故警戒支部長等）を経由して、知事（府事故警戒本部長等）に報告するものとする。

（1）油漂着状況報告

当該市の区域内に流出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

(2) 油防除措置状況報告（業務日報）

当該市の区域内に流出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

ウ 実施予定作業内容

エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）

オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）

カ 防災出動勢力（人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）・隻数）

キ 流出油等の回収量

ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）

ケ 使用した油処理剤の数量

コ 作業済み割合

サ 問題点等特記事項

(3) 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

2 事故原因者等

(1) 屋外タンク等施設の管理者等は、河川への大量の油の流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。

また、河川に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。

(2) 事故原因者等は、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、知事に逐次報告する。

第4章 広報計画（広報広聴活動）

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 広聴活動の実施

1 綾部市は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

2 関係防災機関は、油流出事故に関する、被害地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4編 被害復旧計画

第1 施設復旧計画

京都府、綾部市は、関係団体等と連携し、流出油の漂着により被害を受けた施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第2 中小企業経営安定対策の実施

京都府、綾部市は、油流出事故により経営の悪化した観光業等中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

第3 風評被害対策の実施

京都府、綾部市は、油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第4 補償対策等

- 1 油流出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- 2 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- 3 京都府、綾部市は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について助言を行うものとする。

第5 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。

また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

由良川水質汚濁防止連絡協議会 異常水質時通報連絡組織図

